



No. 12 発行 2013年 1月
 発行人：「生業を返せ、
 地域を返せ！」福島原発事故
 被害弁護団
 TEL：03-3379-6770

【最近の動き】

東電や国の動向	弁護団の取り組み
12月23日 東電、事業者向け償却資産・棚卸し資産の賠償受付開始	1月08日 原発弁護団合同訴状検討会（東京）
01月04日 朝日新聞、除染作業が手抜きとの報道	1月09日 弁護団会議（東京）
01月16日 原子力損害賠償支援機構、賠償請求できる期間を請求書受領日から3年とする方針を決定	1月10日 被害班チーム会議（東京） 被害者の会相談会（南相馬）
01月18日 県、時効の取り扱いにつき東電と明文化を調整へ	1月11日 公害合同旗開き（東京）
01月19日 文科省、ADRの調査官を114人から210人体制へ	1月13日 集団訴訟説明会（米沢）
01月25日 国、富岡町の居住制限・避難指示解除準備区域について、5年後に帰還できない場合の追加賠償を約束	1月16日 責任班チーム会議（東京）
01月31日 原子力規制委員会、新安全基準案発表・パブリックコメント公募開始	1月19日 集団訴訟説明会（二本松）
	1月20日 集団訴訟説明会（米沢・那覇）
	1月21日 原告団準備会（福島市）
	1月25日 集団訴訟説明会（須賀川） 「原発と人権」ネットワーク発足集会（東京）
	1月26日 集団訴訟説明会（福島）
	1月27日 被害者の会相談会（南相馬） 被害者の会学習会（相馬）
	集団訴訟説明会（福島市）
	1月28日 責任班チーム会議（東京）

生業弁護団・今後の予定

- ・02月08日（金） 10時00分～ 記者会見 @福島 コラッセ福島・中会議室401
15時00分～ 記者会見 @東京 スクワール麹町・錦華の間
- ・02月20日（水） 13時00分～ 対国・東電交渉（第一議員会館多目的会議室）
- ・03月03日（日） 13時30分～ 原告団総会 @コラッセ福島・中会議室401
- ・03月07日（木） 13時30分～ 対国・対東電共同申し入れ @東電本社、経産省
- ・03月11日（月） 11時00分～ 提訴行動 @福島地裁
12時30分～ 記者会見 @アオウゼ福島・視聴覚室
13時30分～ 報告集会 @アオウゼ福島・多目的ホール

※ 題字「みんなして」は、南雲芳夫弁護士の筆によるものです。



3月。いよいよ「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の提起へ
 —「避難者」と「滞在者」を結ぶ—

弁護団幹事長 弁護士 南雲芳夫

○ 足尾鉍毒事件における田中正造の直訴

1901(明治34)年12月10日、田中正造は、第16議会開院式から帰る途上の天皇に、足尾鉍毒事件の解決を訴える直訴を決行した。しかし、警護の警官にとりおさえられ果たせなかった。幸徳秋水が下書きをしたという「謹奏 田中正造」と表紙された直訴状の中で、田中正造は、次の6点を訴えている。

「渡良瀬河ノ水源ヲ清ムル其一ナリ。河身ヲ修築シテ其天然ノ旧ニ復スル其二ナリ。激甚ノ毒土ヲ除去スル其三ナリ。沿岸無量ノ天産ヲ復活スル其四ナリ。多数町村ノ頽廢セルモノヲ恢復スル其五ナリ。加毒ノ鉍業ヲ止メ毒水毒屑ノ流出ヲ根絶スル其六ナリ。」

自ら「其罪実ニ万死ニ当レリ」といいつつ直訴のやむなきに至った田中正造が求めたのは、第一には、「水源を清め、鉍毒に汚された土を回復」することである(環境上の原状回復)。第二には、それを通じての「なりわいの復活」と「町村の回復」である。そして、第三には、究極の要求としての「鉍毒(公害)の根絶」である。

○ 「元のふるさとを返せ」という原発被害者の叫び

田中正造の直訴から110年。福島第一原発事故が発生し、放射性物質の大量放出により海洋・大気・河川・土壌が汚染され、それによる健康影響を避けるために避難を余儀なくされた住民が多数に上っている。しかし、他方で、仕事の都合などで引き続き放射性物質によって汚染されている地元へ引き続き居住をしている住民も多く、福島県に限ってみても200万人近い数である。

そうしたなか、住民の「元の福島を返せ」「元のふるさとを返せ」という叫びは、避難した人、居住を続けている人を含め、共通の叫びとなっている。

○ いよいよ3月に「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の提起へ

こうした中、本年3月11日に、いよいよ、福島地裁本庁に「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の集団訴訟の提起がなされる。この裁判の原告は、福島県を中心として原発事故によって避難を余儀なくされた人、及び引き続き放射性物質によって汚染された環境に滞在を続けている住民である。被告は、原発事故を起こした東京電力と国策民営で原発を推進してきた国である。請求の基礎となる権利は、人格権の一内容として「放射性物質に汚染されていない環境で生活する権利」を据えており、この権利が侵害されていることに基づく請求をする。

訴訟の眼目は、「元の福島(ふるさと)に戻せ」という請求であり、それと共に「それまで(避難者も、滞在者も)毎月の慰謝料を支払え」というものである。確かに、避難者と滞在者では、避難費用の有無、家族の別離の有無など損害の現れ方に差はあるものの、この基本的な権利の侵害という点は、全ての被害者に共通しているのではないかという捉え方である。

○ 究極の目的は原発の廃止による「公害の根絶」にある

さらに、本件裁判の表向きの請求自体には掲げられてはいないが、原告らの裁判上の請求の延長上には、原発事故による被害は福島を最後にして欲しいという要求がある。

「二度と原発事故をおこすな！全ての原子炉をすみやかに廃炉とせよ！」

これが、原告らの究極の願いである。

福島原発事故は、わが国の歴史を「福島事故前」と「福島事故後」に切り裂いたともいわれる。多くの国民と共に、そうした歴史的な位置づけに見合った壮大な闘いを進めて行きたいと考えている。
 (2013年1月26日)



米沢の被害者の会、説明会のご報告

弁護士・町田伸一



1月13日午後1時30分から午後5時まで、米沢市置賜総合文化センターにおいて、「福島原発避難者の会 in 米沢」主催の訴訟説明会に、馬奈木巖太郎・青龍美和子弁護士と町田の3名で出席しました。参加者は32名、うちお子さんが4名でした。

主催者側からの挨拶の後、馬奈木弁護士が、生業弁護団を紹介し、集団訴訟の意義等を述べ、集団訴訟への原告・支援としての参加を求めました。

その後に質疑応答や意見表明が為されました。避難されている方が、ギャップを感じながらも、福島に残っている方々を思いやるお気持ちに胸を打たれ、集団訴訟の意義を再確認しました。この点を中心に、以下に、概要をご報告します。

男性：訴訟の趣旨には賛同するが、訴訟より今の問題を何とかして欲しいし、個人的には反原発というところまではいっていない。しかし、避難者と在留者など全体が繋がるための反原発であれば、それに与しないわけではない。

Q & A：国と東電2者を被告にすることにより、責任の所在が拡散することは、ない。過去の公害裁判にもたくさん例がある。また、過去の訴訟と比べて本件は、国と企業の密着度は強い。

男性：米沢市長や山形県知事への要請も一つのチャンネルである。しかし、国家権力は、個人で声を挙げて相手にならない。それに対抗できる力を背景にしないと、要求は実現できない。裁判はもう一つのチャンネルだと思っている。

男性：今日、ここに居る人たちは、福島に残っている人たちのことがすごく気になっている。手を取り合ってやっていくことが一番大事だ、と米沢に来てからずっと思っている。

女性：子育て中であり生活は苦しいが、子に何かあったらと思うと、貯金を切り崩してでも米沢で頑張ろうと思う。が、最も気になるのは、福島に残っている夫や友人。自分は、生活は苦しいけど、避難はできている。滞在者を助けて欲しい。

男性：私は、山形県内在住者だが、原告に入れて頂きたい。被曝を避ける権利は私にもあるのでは。近々、避難者の会を支援する会を作りたい。

女性：避難している人と福島に残っている人の枠組みだった。これからは、避難先から福島に帰って行く人の枠組みも出るだろう。この訴訟のように、それぞれの立場を分かってくれる場所があることが心強い。声を挙げる側にまわりたい。

男性：事故当日から、政府の情報も本当じゃなく、心細く孤立感があった。このような会や訴訟は心強い。少しでも反原発を行動に出したいと思う。

男性：避難者から意見を聞いた。実体を聞いて、大変だな、と思った。米沢で、避難者を支援するために頑張りたい。



☆フェイスブックとツイッターでも弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧下さい。

facebook ▣ <http://facebook.gwbg.ws/nariwai>

Twitter ▣ @NARIWAIbengodan (なりわい弁護団)

追悼・沖本八重美さん

2013年1月27日、沖縄に避難した方々を沖縄現地で精力的に支援してこられた沖本八重美さんが亡くなりました。

沖本さんは広島県出身。夫の矢ヶ崎克馬先生と広島で出会われ、矢ヶ崎先生が復帰後の琉球大学に赴任されたことから、沖縄に移られました。それから約40年にわたり、社会をよりよくしたいという思いから、沖縄の基地問題や人権問題にかかわり続けてこられました。

2011年12月、弁護団は初めて沖縄に避難された方々とお会いしましたが、その機会づくりに尽力したのも沖本さんでした。

明るく寛容で、各地を飛び回って人々と取り組みをともにし、不正義や不条理に激しく憤る生き様を、「太陽のようで、鳥のようで、台風のものであった」と、ご長女は述べています。

広島、沖縄、福島という共通の構造を有する問題によって生じる矛盾とのたたかいに人生を捧げてきた沖本さん。私たち弁護団にとっては、まさに「沖縄の宝」のような方でした。

ご冥福をお祈りいたします。

(弁護士・馬奈木巖太郎)



以下は、沖縄に避難した久保田美奈穂さんが、「お別れの会」で読まれた弔辞です。

沖本さんは、避難してきた私達をいつも優しい心とあたたかい笑顔でを包んでくれました。つねに弱い人の立場にたってくれる人です。「つなごう命の会」や「東電原発事故の説明を求めると」でつながった人に、定期的に『元気?』って電話をかけたり、心配な人や元気がない人には顔を見に行ったりしていました。

人の苦しみ、悲しみを自分の事のように受け止めてくれ、出来る出来ないではなく、まずその人が何を求めているのか、必要としているのか。どうしたら解決する手助けが出来るかを真剣に考えて率先して行動してくれました。

避難者支援窓口の担当の方にも、地域にかかわらず自主避難者全員に“ニライカナイ”カードが持たないか、何とかしてできることはないか、何度も足を運んでくれました。避難者からの要望の声が上がればまた足を運んで交渉して。そして、やってくださった事があつたら必ずお礼に行きました。顔を合わせてつなぐことが大事。ちゃんとお礼を言うことが大事と教えてくれました。東電と国との交渉のため東京に行くときには、交通費が負担になるからと、沖本さん一人でいろいろなところに頭を下げてカンパを集めてくれました。

医療機関にも何度も交渉をくださったおかげで、無料で健診が受けられたりもしました。

この他にも本当にたくさんあります。

みんなの目には見えない所で、ずっと動いてくれて働きかけをしてくれました。

「つなごう命の会」、「東電原発事故の説明を求めると」のことも、沖本さんが急にいなくなって心細くてさみしいけど、大切な仲間と一緒に沖本さんのスタンスを大切にして、沖本さんの意志を受け継いでやっていきます。

そして またいつか私が沖本さんに逢った時に、『お～！上等、上等！よく頑張ったね。』ってもらえるように絶対にあきらめなくて頑張っていくので見ていてください。本当にありがとうございました。

久保田美奈穂